

平成20年3月7日

経済産業省製造産業局
紙業生活文化用品課長 殿

日本製紙株式会社

非木材パルプを配合した紙製品全体に係る実態調査について

掲題のご依頼いただきました件につき、以下、回答いたします。

- ① 非木材パルプ配合率を表示している紙製品について、表示されている配合率に規定されている基準を満たしていないものを提供していないか

弊社が販売している製品に該当するものはございませんでした。

- ② 非木材パルプ配合を表示しているが、配合率を表示していない紙製品について、契約相手方に周知することなく仕様契約書に示された基準を満たしていないものを提供していないか

以下の製品が該当しておりました。

【既に生産を終了している製品】

ケナフパルプ配合製品

- ・手帳用原紙（クリーム）
- ・手帳用原紙（ホワイト）

【既存製品】

バガスパルプ配合製品

- ・封筒用原紙

- ③ 上記1. 2. について、仮に基準を満たしていないものを提供していた場合には、その銘柄別の供給量及び供給開始時期、並びに、そのような事情が生じた原因は何であったか

(1) 販売量および販売開始時期

別紙の通りです。なお、販売量と乖離実績に関しては、データベースに残されている平成15年度以降のデータを記載しております。

(2) 原因

それぞれの製品について、以下ご報告いたします。

a) 手帳用原紙（クリーム、ホワイト）

平成12年の製造開始時には購入ケナフパルプを35%配合しておりました。平成13年から、理由は不明ですが、20%の配合で製造していることが確認されました。さらに平成15年、製造開始時に購入して保管していたケナフパルプの品質劣化により品質基準を維持することができず、無配合で生産対応していました。また、工場では、一般の用紙品質の維持を最優先としており、過去の配合実績をそのまま基準として準用していたものと思われま

b) 封筒用原紙

過去の資料がほとんど残されていないため、断片的な事実から、次の通り推測しております。

平成6年に購入バガスパルプを配合した紙のテスト生産を行ったところ、5%の配合率でも、夾雑物の問題から製品にすることができなかつたことが確認されています。その後、同年に購入バガスパルプ1%を配合した営業生産を開始しております。これは、バガスパルプ特有の「ピス」と呼ばれる繊維が夾雑物として問題となったと推測され、品質を維持できなかつたため、基準を下回る配合率で受注したものと考えられます。また、工場では、一般の用紙品質の維持を最優先としており、過去の配合実績をそのまま基準として準用していたものと思われま

(3) 納入先への対応

いずれの製品につきましても、状況を納入先にご報告させていただいております。なお、封筒用原紙については、バガスパルプ配合率1%を基準とすることを納入先にご相談させていただいております。

(4) 再発防止策

本件の背景および要因は古紙パルプ配合率乖離の問題と同様であると考えられることから、非木材パルプも含めた再発防止策を進めてまいります。

以 上

別 紙

銘柄	販売 開始	生産 終了	乖離時期	非木材パルプ 配合率(基準) (%)	年度別販売数量 (t/月)					年度別非木材パルプ配合率(実績) (%)					生産工場と マシン番号
					H15	H16	H17	H18	H19	H15	H16	H17	H18	H19	
手帳用原紙 (クリーム)	H12	H15	H13~H15	30	3	1	—	—	—	0	0	—	—	—	伏木(4)
手帳用原紙 (ホワイト)	H12	H19	H13~H19	30	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	伏木(4)
封筒用原紙	H6	—	H6~	10	15	10	14	3	3	1	1	1	1	1	鈴川(4)

[注]

生産工場の鈴川とは、富士工場の一部である鈴川地区の製造所のことです。